

議会運営委員会会議録

令和8年6月18日(木)

(開 会) 14:38

(閉 会) 14:47

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案に対する質疑通告について
 - ・議案第79、80、81、82、84、85、88、89号(川上議員)
- 2 意見書案の取り扱いについて
 - (1) すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書(案)
 - (2) ドナーミルクの利用拡大を求める意見書(案)
 - (3) 非核三原則の堅持を求める意見書(案)
 - (4) 国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書(案)
- 3 請願の取り扱いについて
 - (1) 請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願
 - (2) 請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願
- 4 会期日程の変更について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑につきましては、議案第79号から82号までの4件、84号、85号、88号及び89号について、川上議員より、質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書案の取り扱い」について、「すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書(案)」、「ドナーミルクの利用拡大を求める意見書(案)」及び「非核三原則の堅持を求める意見書(案)」、以上3件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○光根委員

3件について補足説明させていただきます。

まず、「すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書」でございます。この意見書はですね、ヤングケアラーに限らず、高齢の家族を介護する方や、育児と介護を同時に担う方など、全てのケアラーを対象とした包括的な支援体制の整備を国に求めるものでございます。

現在、ケアラー支援は、制度ごとに分かれておりまして、地域によって、その支援内容にも

差がございます。そのため、実態把握や相談支援、また情報提供、休息の確保などを分野横断的に進める法的枠組みの整備が必要でございます。誰もが安心して生活し、就労や学業などの社会参加を継続できる環境を実現するため、国による財政支援と、普及啓発の推進を求めるものでございます。

次に、「ドナーミルクの利用拡大を求める意見書」でございますが、低出生体重児、また、極低出生体重児の命と健康を守るため、ドナーミルクの利用環境の整備を国に求めるものです。

早産や、母体の健康状態などによって、実母から十分な母乳を得られない場合がございます。そのような乳児にとって、寄附された母乳であるドナーミルクは、感染症や合併症のリスクを減らし、健やかな成長を支える重要な役割を果たしております。しかし現在、我が国では、ドナーミルクや、母乳バンクの運営体制が十分に整備されておらず、法的位置づけや、財政的支援も不十分な状況でございます。

そこで、ドナーミルクの法的位置づけの明確化、また母乳バンクへの支援、ドナー登録者の拡大、そして国民への普及啓発を進めるよう国に強く求めるものでございます。

最後に、「非核三原則の堅持を求める意見書」でございます。我が国の平和外交の基本である、非核3原則「持たず・つくらず・持ち込ませず」を今後も堅持するよう、国及び政府に求めるものでございます。

国際情勢が不安定化し、核兵器をめぐる緊張が高まる中だからこそ、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない世界の実現に向けて努力を続けることが重要でございます。被爆国の願いを受け継ぎ、平和で安全な地域社会と国際社会の実現を目指す立場から、本意見書の提出を提案するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

共産党の川上直喜です。国旗の損壊等の処罰に関する法律案については、自民党によって調整が行われ、与野党の賛同を得て国会提出ということになっております。

この件については、まず第1に、立法事実がないこと。第2に、思想及び良心の自由、また、表現の自由を保障する、憲法第19条、第21条に違反する内容を持っています。また、これにつきましては、非親告罪ということになっておりますので、とりわけ捜査機関による恣意的な取締りが行われる危険もあります。

今国会は7月17日までとなっておりますけども、6月26日の本会議で、制定することがないよう、飯塚市議会として強く要請する内容となっております。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案4件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を6月24日、水曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

請願文書表のとおり、請願が2件提出されております。

「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」は、協働環境委員会に、「請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」は、福祉文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

請願第17号なんですけれども、福祉文教委員会に付託するのは同意します。ただ、私が紹介議員、今1名なんですけれども、経済建設委員会と同時刻になりますので、調整方お願いしたいと、紹介行為ができるように、要望しておきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和8年第3回 飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」を御覧ください。

変更内容でございますが、太枠で囲っております箇所、明日、6月19日の3番目に、先ほどご審議いただきました、請願の委員会付託を追加するものでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は6月26日、金曜日の定例会最終日、本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。